

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 五 号

平成二十年三月十九日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 宮腰 光寛君

理事 岩永 峯一君 理事 江藤 拓君

理事 近藤 基彦君 理事 佐藤 鍊君

理事 七条 明君 理事 筒井 信隆君

理事 細野 豪志君 理事 西 博義君

理事 赤澤 亮正君 理事 伊藤 忠彦君

飯島 夕雁君 今津 寛君

小里 泰弘君 小野 次郎君

近江屋信広君 亀井善太郎君

川条 志嘉君 北村 茂男君

齊藤斗志二君 坂本 哲志君

谷川 弥一君 中川 泰宏君

永岡 桂子君 長島 忠美君

丹羽 秀樹君 平田 耕一君

福井 照君 松本 洋平君

水野 賢一君 森 英介君

石川 知裕君 大串 博志君

小平 忠正君 佐々木隆博君

神風 英男君 高井 美徳君

仲野 博子君 横山 北斗君

吉田 泉君 井上 義久君

菅野 哲雄君

農林水産大臣

農林水産副大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人
(外務省大臣官房審議官)

政府参考人
(農林水産省総合食料局長)

政府参考人
(水産庁長官)

農林水産委員会専門員

若林 正俊君

今村 雅弘君

谷川 弥一君

本田 悦朗君

町田 勝弘君

山田 修路君

渡辺 力夫君

委員の異動
三月十九日

辞任
金子 恭之君

中川 泰宏君

西川 公也君

渡部 篤君

小平 忠正君

補欠選任

坂本 哲志君

川条 志嘉君

松本 洋平君

長島 忠美君

吉田 泉君

補欠選任

中川 泰宏君

金子 恭之君

渡部 篤君

西川 公也君

小平 忠正君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(内閣提出第二二号)

○宮腰委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長町田勝弘君、水産庁長官山田修路君及び外務省大臣官房審議官本田悦朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮腰委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲野博子君。着席したままで結構であります。

○仲野委員 民主党の仲野博子でございます。済みません。よろしくお願いいたします。

今回、水産加工工業の改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案が今国会で上程されました、それにかかわることで何点か地元の関係業界の方とも意見交換をさせていただきまして、その実態を訴えさせていただきたいと思っております。

御案内のように、水産加工工業は、漁獲物の最大の仕向け先であるとともに、漁業地域における基幹産業として、地域経済の重要な柱でもあり、雇用と収入の機会を提供しているわけでございまして、その産業構造は、地元で水揚げされた魚介類を原料とした加工品の製造、販売により発展してきたため、地域性が高く、中小零細経営が多くなっているという状況にあります。

そこで、国際的な漁業規制の強化などに伴う水産加工原料の供給事情の変化に対応して、水産加工施設の改良などに必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的に、昭和五十二年に時限立法として制定されました。以降、水産加工工業を取り巻く情勢の変化に応じて、五回にわたって改正して本法の有効期限をそれぞれ五年間延長する改正が行われ、今日に至っているわけであります。

一方、水産加工工業に目を向ければ、中小零細企業が大宗を占め、少なからぬ加工業者が赤字経営を強いられ、少なからぬ大変厳しい状況であります。こういった中で、周辺水域の水産資源の減少に伴う供給事情の悪化、水産加工品の輸入の増大、これらの状況に加えて、近年では、買い付けに見られるように、世界的な水産物需要の増大を背景といたしまして水産加工原料の供給事情が一層悪化している状況があり、水産加工工業を取り巻く状況は好転する要素がないというのが現実ではないでしょうか。

水産基本法第二十五条は水産加工工業の健全な発展をうたっているわけですが、依然として続く水産加工工業の大変厳しいこれらの状況を踏まえて、水産加工資金法に基づく水産加工資金が果たしてきた役割と効果についてどのようにお考えになっているのか、今村農林水産副大臣にお尋ねしたいと思います。

○今村副大臣 我が国の水産加工業者というのは、ほとんどが中小あるいは零細の事業者でございます。そういった特殊事情の中から、一般の金融機関から調達するということは困難なケースが非常に多いわけでございまして、そこに対応しようということでつくってまいりました。現在までに、平成十八年度末まででございますが、千九百八十六件、合計二千二百六十三億円の融資を行ってきておりまして、水産加工業界の発展に寄与してきたものというふうに思っております。

今後とも、そういった事情を踏まえまして、この経営基盤の強化ということをしつかり図ってまいりたいというふうに思っております。

○仲野委員 ただいまお答えいただいたんですが、この水産加工資金について、平成十五年の改正において資金の拡充が図られたところでございまして。しかしながら、この水産加工資金の融資実績を見ますと、平成五年度の百六十五億円をピークに減少に転じてきた。平成十八年度の実績は、融資額で四十五億円、件数で二十五件となつてい

るわけですが、平成十六年度から平成十八年度の

平均では四十億円、融資件数では三十八件であります。なかなかこの融資実績が伸びておりません。こうしたことから、水産加工資金が水産加工現場の資金需要に対して必ずしも的確に対応していないのではないのかなと考えられるのであります。

水産加工資金への資金需要と水産加工資金の融資実績がなぜこのように伸びていないのか、その理由と、これらについて、今国会に上程されることによって、どう総括をされ、どのように分析をされているのか、山田水産長官にお尋ねしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

水産加工資金の融資実績についてのお尋ねでございます。

ただいま委員からお話がありましたように、前回改正が行われた以降、十五年から十八年までの四年間を見ますと、融資実績は百六十件、百七十二億円と、一年当たりで見ますと、大体四十件、四十億ぐらいの状況が現在の状況でございます。

その前の法律の期間であります平成十年から十四年までの期間で見ますと、五十件、七十億ということで、委員から御指摘がありましたように、水準が下がってきているという事実がございます。

これにつきまして、どういう原因かということでございますが、水産関係の食品製造業全体の投資が非常に減退してきているという状況がございます。

例えば、平成十年の投資総額が七百八十二億円に對しまして、十七年では六百四十四億円というところで、水産加工資金だけではなくて、水産関係の食品製造業全般にやはり投資が落ち込んでいるという状況にあります。

こういう状況、先ほど委員からお話がありましたように、近年の世界的な水産物需要の増大によつてこれまで以上に原材料の供給が難しくなっている、供給事情が悪くなっているというようなこともございまして、また一方で、中国などから安い輸入加工品が入ってくるということで競争が激化する、また、魚離れというようなこともあり

まして水産加工品の需要が国内では低迷している、水産加工業の販売の環境も悪くなっているというようなことで、水産加工業全体を取り巻く状況の悪化、これがやはり融資実績あるいは投資全体の実績が減っている状況の原因であらうかというふうに考えております。

○仲野委員 今長官からのお答えいただいたんですが、この水産加工資金の融資機関については農林漁業金融公庫とされているわけでありまして、資金の借り入れ手続を希望する方は、借入申込書と水産加工施設改善計画を農林漁業金融公庫に提出し、公庫は貸し付けの是非及び貸し付けの条件を決定し、その後、貸付契約の締結、担保設定を経て資金の貸し付けが行われているわけであり

ます。また、融資機関である農林漁業金融公庫には本店のほか全国に二十二の支店がありますが、水産加工資金を初めとした各資金については、一般金融機関やJAなどの委託金融機関においても相談、取り扱いができることとされているわけであり

ます。しかしながら、水産加工業者からは、銀行による審査が余りにも厳しくて融資してもらえない、せめて国による利子補給が必要じゃないかといった声などもありまして、資金を使い勝手のよいものにしてほしいとの要望がされているわけであり

ます。まず、融資機関である農林漁業金融公庫、業務委託を受けている金融機関が融資を行うに際して、その融資審査の基準、通常審査に要する期間はどのようになっているのか、また、業務委託を受けた金融機関がきちんと水産加工資金に精通しているのかどうなのか、山田水産長官にお伺いしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員からお話がありましたように、水産加工資金につきましては、農林漁業金融公庫の本支店で貸し付け実務が行われるほかに、業務委託を行っております金融機関、これは、銀行、信用金庫あるいは農協、漁協系統の組織において行

われているところでございます。

実際に審査にかかる期間というのは、案件ごとに違いますが、大体一カ月ぐらいが実際の審査に当たつてかかる期間であらうかと思ひます。ただ、事前にいろいろ相談があつたりして、実際に借り受ける方は、もつと長くやつているというふうにも思われている方もあるいはあらうかと思ひます。

今お話がありましたように、金融機関、銀行などではなかなか水産加工業の現状がよくわかっていないというふうなこともあつて、あるいは借り手の方に非常に不愉快な気分が残つたというふうなこともあるかと思ひますけれども、この融資の本体は農林漁業金融公庫でございますので、改善措置が必要であれば公庫を通じて指導していくというふうなことも考えていきたいと思つております。

○仲野委員 やはりこれから一番心配されてくるのは、この法案そのものの融資対象者が中小零細業者の方ということで、従業員も三百人未満というところでありますので、中には従業員が二十人、三十人、四十人といった加工業者の方たちも入ると思うのであります。そこで、そういった方たちこそが厳しい状況の中で経営をされているということで、今国会でこれが制度化されていくことによつて、いい制度ができた、本当に使いやすくなつていく制度だと、これからやはり利用者の側に立つた法制度にしていただきたい。

やはりどうしても、農林金融公庫に限らず、一般的に政府系の金融機関というのは余りにも審査が厳しくて、協調融資となる市中銀行もそこできなかなかに貸し渋りをしてくる、そういう実態もあるということもよく理解をしていただきたいということでありまして。

そういった意味では、これからますます、今こういった御時世の中で、本当に一生懸命頑張つていらっしゃる方たちこそ政治の光をしっかりと当てたいと、余り窓口で難しいことを言わないで、親切丁寧に、なぜ融資できないのかということ

とをやはり説明していくようにしていかなければ、また同じような制度があつても、決算がゼロに近いような、ゼロということではあり得ないんでしようけれども、なかなか理解をしてもらえないということになりますので、これを機会に、しっかりとこのことについて、長官といたしまして、きょう大臣はちよつとおられませんが、大臣の方にもしっかりと伝えていただきたいということとを私の方から強く言わせていただきたいと思つております。

今度、十月一日に、政府金融改革に伴つて、株式会社日本政策金融公庫に統合されることになりました。そこで、水産加工資金について、今私が言つたように、水産加工業者から使い勝手が悪いという評価を受ける中、さらに償還期限が十年を超えるものになれば、水産加工業者にとつては、今以上に融資を受ける資金としての魅力が薄くなる、あるいはハードルが高くなつていくのではな

いかと思われまふ。そこで、日本政策金融公庫への移行に伴う水産加工資金の融資対象者や融資期限の変更が水産加工業者の融資調達に支障を来すことはないのか、これもあわせて山田水産長官にお尋ねしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

先ほどお話がありましたように、中小零細な水産加工業者の方に適切に融資をしていくということが極めて重要でございます。そういう意味で、必要な指導はやつていこうというふうに考えております。

ただいま御質問がありました今回の新公庫への統合、あるいは十年を超える期間に限定するということにつきましては、お話をしたいと思つておりますが、これはもう委員御案内のとおり、農林漁業金融公庫につきましては、平成十八年六月に決定された新法が制定された、これは昨年でございます。新しい日本政策金融公庫に十月に統合されるといふこと、食品産業向けの貸し付けについては償

還期限が十年を超えるものに限定することになったわけでございます。これは、委員お話があったとおりでございます。

この制度改革の基本的な考え方としては、政策金融機関は民業補完に徹するということがございまして、このような観点から、十年以下の償還期限の食品産業向けの資金需要については一般の金融機関において対応するというのを期待した上での制度でございます。民業を育成するという観点からこういった仕切りになっているということは御理解をいただきたいと思っております。

なお、利用者の利便性については、農林漁業金融公庫、現在支店が全国で二十二支店でございます。統合後は、沖縄公庫が対応します沖縄県以外の四十六都道府県に新しい公庫の支店ができました。水産加工業者も身近な支店で水産加工資金の融資相談などが可能となるということで、そういった意味では利便性が高まるものというふうに考えております。

○仲野委員 より一層の、今までにないような制度であるということを利用者の方たちから言われるようにぜひしていただきたいと思っております。

やはり一番問題なのは、水産加工業者にとつては、加工する原魚の確保ということが一番大事じゃないのかなと思うわけでありまして。

そこで、近年では、世界的な水産物の需要の高まりを背景といたしまして国際価格が上昇し、我が国が輸入競争に負けてしまふ、すなわち買い負ける事態も発生しているという状況にあります。

このため、今般の改正案でも、法律の背景事情に世界における水産物の需要の増大を加えることにしておりますが、水産加工品の輸入原材料の安定確保は確かに重要な課題であると考えております。中期的、長期的に見れば、我が国周辺水域の水産資源の回復を図り、国産の原材料を利用できるようにすることが、食料自給率の向上や食の安全の確保の観点から極めて重要であると考えております。

けであります。

このようなことも踏まえて、水産加工業の振興に大きくかわかる我が国周辺水域の資源回復について、取り組み状況と今後の取り組み方針について、山田水産長官から御答弁をお願いいたします。

○山田政府参考人 お答えいたします。

加工業者の原料の安定供給ということのために、我が国周辺水域での資源回復は、委員おっしゃるとおり本当に重要な課題でございます。

農林水産省といたしましては、緊急に資源回復を図る必要がある魚種を対象といたしまして、十四年度から国または都道府県が資源回復計画を策定するという仕組みを設けておりまして、現在五十四の計画が策定され、今後さらに十七の計画が策定される予定となっております。

資源回復計画におきましては、資源を回復させる期間や目標数量等を定めておりますし、具体的な措置としましては、休漁や減船などによる漁獲努力量の削減、種苗放流による資源の積極的培養、さらに藻場、干潟の造成等による漁場環境の保全等を漁業者が行い、これに対して国が支援をするという仕組みでございます。

今後とも、国産原料の安定確保に資するように、こういった資源回復のための施策を総合的に実施していきたいというふうに考えております。

○仲野委員 長官はこういった意味では非常に水産のプロでありますので、今日までさまざまな水産行政に携わってきいているわけでありまして。

要するに、日本の海域の資源の枯渇が言われている中で、水産で生きていられるそれぞれの水産の町ですか、とる漁業から育てる漁業への転換もこれを機会にやはり図っていくべきでないのかな、そのように思っております。

北海道では、タラバガニについて、これまで世界的にも数千匹規模で増殖させた例はないとされている本格的な増殖計画に挑戦することにもなっているわけでありまして。

こういった資源回復を図る観点から、この中長

期計画の中の水産資源の増殖推進に向けた新たな取り組み方針についても、水産庁として何か具体的にこういったことを今考えているというお考えがあれば、御答弁いただきたいと思っております。

○山田政府参考人 水産資源の増殖についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、昨年三月に水産基本計画を策定いたしましたので、その中で、先ほど議論になっておりました資源の回復とあわせて、やはり水産資源の増殖を図るということがこれから極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。

そういった観点から、例えばマグロの資源などについて、回遊するものですので、これについて今までは漁獲に頼っていたわけですが、これからは、やはりマグロ資源、養殖用のマグロの開発、あるいは安定供給のための技術の確立等を図っていくこととすとか、あるいは持続的な養殖生産を推進するための安価な飼料や効率的な給餌方策を開発していくということで、栽培漁業あるいは養殖といったつくり育てる漁業の推進にも努力をしていきたいというふうに考えている次第でございます。

○仲野委員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

せっかく水産庁で前向きにお考えいただいても、私の地元根室では、根室海峡で操業するロシアのトロール船による漁獲によって資源状況が悪化しております。水揚げももちろん減少しているわけでありまして。

これまで政府もロシア側に対して、トロール船の自粛について水産資源の保護管理の観点から申し入れを行ってきたとしても承知しているわけでありまして、しかしながら、スケトウダラの不振にあえぐ北海道の羅臼漁協は、一月七日から始まった今季の漁では、一、二月の合計が前年比の何と三割減の、過去十年で最低の水準と新聞報道でも報じられて、実際私も、先般羅臼漁協の方に御魔させていた、その切実な声を聞いて

きたわけでありまして。

ことしに入り延べ三十四隻のロシアのトロール船を確認したとも言われている中で、このような状況を踏まえると、トロール船の操業自粛に対する我が国政府の申し入れの効果がないように思われますが、現在の操業状況と今後の対応方針についてどのようにお考えになっているのか、まず外務省の本田大臣官房審議官にお尋ねしたいと思います。

○本田政府参考人 お答え申し上げます。

知床沖におきますロシアのトロール漁船の操業につきましては、外務省といたしまして、この水域の海洋生物資源状況に大変大きな影響を与えること、また、北方四島周辺水域操業枠組み協定に基づき操業する我が国漁船がこれらトロール漁船の操業によるものと考えられる漁具被害を受けるなど、深刻な問題であると認識しております。

外務省といたしましては、このような状況を踏まえまして、水産庁とも連携しつつ、ロシア側に對しまして、漁具被害防止のための具体的措置を講ずるとともに、漁業資源の保護の重要性を十分考慮するよう、累次にわたり申し入れを行っておりますところでございます。これまでも、北方四島周辺水域操業枠組み交渉の場を含め、ロシア側に對し働きかけを行ってきております。

昨年につきましては、ロシアのトロール漁船の操業により甚大な漁具被害が発生いたしました。我が国漁船の操業に支障を来しましたが、これまでの我が国からの累次の働きかけもございまして、本年は、現場海域におきまして我が国漁業者がロシアのトロール漁船と連絡をとり合い、漁具被害は大幅に減少し、我が国漁船の操業状況も改善したものと承知しております。

外務省といたしましては、今後とも、漁具被害の防止及び漁業資源の保護のために、ロシア側への働きかけを継続していくと考えてございます。

○仲野委員 今、外務省サイドから力強い御答弁をいただきました。しかしながら、このことについて、毎回、何度も何度も、地元の切実な課題と

してさまざまな場を通じて私も議論させていただいたのでありますけれども、一方で一向に解決をされないというところは、一体何が原因なのかなと。地元の漁業者のことを考えると、本当に一日も早くこういったことをしっかりと解決していただきたい。

ことは、七月に北海道洞爺湖でサミットも行われるわけでありまして、これを機会にぜひこういったことも議題にしていたいただけないかというところを、強く申し入れをさせていただきたいと思っております。これは、きょうは水産庁長官もお見えになっておりますけれども、水産庁の方とかがつちりスクラムを組んでいただながら、地元にとつて支障のないように強く行っていた、だいたいと思つております。

時間もないようですので、次に、最近、中国の冷凍ギョーザ等の問題で、本当に今、消費者の方たちが、スーパーに行けば必ず商品を手にとつて表示を見られている光景が多いわけでありまして、それだけやはり消費者の方たちが、いかに食の安全、安心というものが大事であるかということの関心が大きく高まってきているところでありまして。

とりわけ、北海道の昆布、昆布巻きやつくだ煮の加工用として使用されている釧路や根室産の昆布については、輸入割り当て、I Q制度の規制対象とならない中国からの安い価格の昆布加工品の輸入増加により価格が低迷し、大きな打撃を受けているということもあります。

私も、消費者への正確な情報の提供という観点、あるいは生産者が正当な評価を受けるという観点、I Q制度の実効性の確保という観点から、昆布巻きなどの昆布加工品について原産地表示を義務づけるべきであることをこれまで農水委員会でも主張してまいりました。しかし、残念なことに、これまでの答弁では、加工食品の原料原産地表示については、一定のルールに基づいて食品の表示に関する共同会議において議論しているもので、現場の声もよく受けとめて議論してもらいたい

いというように、消極的な回答しかいただけないわけでありまして。

今、食の安全ということで、消費者の要請にこたえるためにも、この加工食品については原料原産地表示を義務づけるべきと考えますが、このことについて今村副大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○今村副大臣 加工食品の原料の原産地表示につきましては、食品の表示に関する共同会議の検討を経まして、原材料が品質を左右する加工度の低い二十食品群に対象を大幅に拡大して、平成十八年十月から義務化しているところでございます。こういったことからいきまして、水産加工品につきましては、非常に加工度が低いということで干し昆布が対象になっておりますが、さまざまな原料を組み合わせて味つけした昆布巻き等につきましては、加工の程度が低いとは言えないということになってまいりますので、今、対象とはしておりません。

しかし、昨今、こういった原産地表示について関心が非常に高まっている中で、こういったことについて食品事業者自身が、自分の会社の製品をしつかり信頼して買ってもらふということの期待を込めて前向きに取り組んでいただくことを私たちも期待しているところでございます。

○仲野委員 今村副大臣御存じと思うんですが、中国から輸入されている昆布巻きは、半調製品、巻かれた状態で日本に入ってくる。日本で味つけされると、結局、最後の表示は日本国である。それで表示されてしまえば、消費者は、ああ、日本のものであるなということで購入してしまふ。

そうではなくて、昆布巻きの昆布がどこでできたのかという原料原産地の表示をしつかりやっていくべきでないのかということと、私は、これを機会にこのことをはっきりとさせていく時期でないのかということ強く言わせていただきたまいました。もう一度このことについてお答えいただいて、質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○今村副大臣 加工品についてはいろいろなものがあるわけございまして、その中で、たくさんものを組み合わせたものもあるし、少ないものもあります。その辺を全部表示するかということになってくると、なかなかこれは難しい面もあるということはあると思ひます。

しかし、先ほども言いましたように、こういった国民の皆様方の要望が強いということになれば、できるだけそういった方向で、製造業者あるいは販売業者も含めて取り組んでいくことが必要じゃないかなというふうに思っております。

○仲野委員 しつかりとやっていた、だいたいのことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮腰委員長 次に、横山北斗君。

○横山委員 きょうは、本題に入ります前に、今月の七日に地元紙の方で、米の一時金支給のことめぐりまして、連日大きく報道がなされました、農水省の解釈と地元の理解との間に大きな差があつて混乱を招いている旨の記事なわけですが、私がこの間農水省で福島に視察に行きましたときに、この米の一時金支給の点につきまして、農水省側の説明は二月に入つてかなり時期がたつてからで、締め切りまでの日も浅くて問題が生じた、これでは対応するのに大変だったというような生産者の御意見を伺つてきましたけれども、そういう問題が生じてしまったのかなというふうに懸念しているんですけれども、このつがる市の米の緊急一時金問題はどうかことが問題であつたのか、御説明願えますでしょうか。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。十九年度補正予算で措置をいたしました地域水田農業活性化緊急対策につきましては、平成二十年産以降の生産調整を確実に実施するために、生産調整拡大部分を対象として緊急一時金を交付するというものでございます。

この助成対象となる面積につきましては、農業者個人が契約を行う場合は、農業者ごとに判断を

するということにいたしているところでございますが、つがる市におきましては、この面積のとらえ方につきまして国の指導に混乱がございまして、対策の推進に支障が生じたところでございます。

この点につきましては、国としても率直に陳謝するとともに、本対策の趣旨、要件、こういったことにつきまして農家の方を初め関係者に十分な御説明をさせていただいたところでございます。

（委員長退席、七条委員長代理着席）

○横山委員 この問題につきまして、全国的なことは別として、青森県の状況、特につがる市の状況が互助方式とかいって少し特殊なケースであるというふうな話を伺っておりますけれども、少なくとも青森県にしまして、他の市町村との関係といたします。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。このつがる市の問題を踏まえまして、三月の十一日に、青森県及び青森農政事務所が、青森県内の市町村、農協の担当者等を招集いたしました、助成対象となる契約面積のとりえ方につきまして改めて説明を行ったところでございます。この結果、理解が得られまして、今、各市町村がそれぞれ対応方針を決めて本対策への取り組みを進めていただいているというふうに聞いております。

○横山委員 それで、この今の状況、問題を受けて、農水省が今日までどういう対応をとられてきたのかという点についてもあわせて御質問いたします。お願いいたします。

○町田政府参考人 つがる市への対応、また青森県への対応は先ほど御答弁させていただきましたとおりでございますが、私どももいたしましたところ、三月の十二日に開催いたしました地方農政局長会議、また、この問題のために農政局の食糧部長を招集いたしました、その会議におきまして、先ほど申し上げたような本対策の要件、趣旨、こういったものについて全国的な周知徹底を図つたところでございます。

○町田政府参考人 私ども、この件につきましては、あくまでも私どもの指導の混乱が原因であつたというふうに考えております。すなわち、この対策の趣旨、要件といったものについてつがる市に十分御説明できなかったといったことが原因だ、というふうに思ひまして、その点について率直に

が、水産加工品の製造過程において加工残渣が発生するわけございまして、その加工残渣については、一部は魚粉などの飼料あるいは肥料の原料として有効利用されておりますが、地域によりましては、そういった魚粉などの製造施設が全

問題との関係で、以前はこの辺でたくさんこうい
う魚がとれたのに今はとれなくなっているとか、
さまざま問題があらうかと思えますけれども、
この加工原材料を確保するという問題への対応に
つきまして、政府の考え方をお聞きしたいと思い

の流れの中にある。つまり、一つは加工品が数多く輸入されているという現状もあります。それから、労働力が安いという点もありまして、我が国の会社が海外に工場をつくっていくというケースもあります。そしてまた、青森なんかでもホタテ

がそうなんですけれども、高級食材として中国などへ輸出されているというケースもあります。

こういう国際化の流れの中に今置かれている、水産加工業がそういう状況の中にあるということ踏まえて、今後の水産加工業の支援のあり方につきまして、大臣の御答弁をお願いいたします。

○若林国務大臣 今委員がお述べになりましたように、水産物あるいは水産加工製品の貿易量というのは拡大をいたしております。輸入もふえてきて国内加工業者にとつては厳しい状況がある反面、輸出の方も、今ホタテのお話がありましたけれども、日本食ブームでありますとかアジア地域の経済力が高まってきたことに伴いまして、日本の水産加工品を含みます水産物の需要が高まり、輸出がふえているという状況にあります。

こうした中で、国内水産加工業につきましては国際競争力をちゃんとつけていかなきゃいけないという認識でございまして、昨年の三月に策定をいたしました水産基本計画の中で定めております水産加工業の経営基盤の強化でありますとか、安全、安心対策を推進する、また消費の拡大などの総合的な施策を展開することにいたしております。

今回、法律改正をお願いしているわけですが、このような制度によります長期かつ低利の融資措置に加えて、強い水産業づくり交付金というものがございまして、その交付金による水産物加工処理施設の整備などに助成措置、また、HACCP方式による衛生あるいは品質管理体制の整備を進める。つまり、輸出しますと、そういうHACCPの適用があるかないかということで輸入国の側で厳しく規制されておりますので、HACCP手法の導入。また、消費者がどういうものを望んでいるかというニーズに基づく新たな需要、新商品の創出といったような施策の展開によりまして水産加工業の総合的な振興を図ってまいりたい、このように考えております。

○横山委員 ありがとうございます。

先ほど、加工原材料の確保の問題への対応の中で、水産基本計画にもあります「産地と加工業との連携の強化」という御答弁がありました。国産水産物の利用の促進ということなんですけれども、これは食料自給率を上げるという観点からどのように実現を図っていくのか、改めて御説明願えますでしょうか。

○山田政府参考人 産地と加工業との連携についての御質問でございます。

ただいま委員から御指摘がありましたように、水産基本計画の中で、産地と加工業との連携強化ということ国産の水産物の利用を促進するということが記載をされております。

この背景をいたしましては、国産水産物の志向が国民の間で極めて高いということがございまして、農林水産省の調査によりますと、生鮮あるいは加工の水産物について、おおむね九割の方が、安心であるとか品質が高い、おいしいという理由で国産水産物を志向しているということがございます。こういった国民のニーズに合わせて対応していくことで国産水産物の利用が促進できるのではないかと考えている次第でございます。

具体的に申しますと、国内の生産者と加工業者があらかじめ規格や価格を設定して契約をしておくことで国産水産物が安定的に取引できるというように取り組みが行われておりますし、これを推進していくというような方法、また、生産者団体と加工業者が連携をいたしまして、先ほど言いました消費者のニーズを的確に踏まえて新商品を開発していくというような取り組みも現在行われており、これをさらに積極的に推進していくというように産地と加工業との連携を進め、国産水産物の利用を促進していくと考えているところでございます。

○横山委員 それでは、最後の質問になりますけれども、必要な法律なら恒久化してもいいという意見もあると思うんですけれども、本法が時限立法として延長を繰り返している理由についてお答え願えればと思います。

○若林国務大臣 委員御承知のとおり、この水産加工資金法は、昭和五十二年に外国政府が北洋に漁業水域を設定したことに伴いまして、いわばそこから排除されるというような危険が出たわけでございます。それに緊急に対応することとして、五年間の時限立法として制定されたものでございます。

その後、五年間の時限法という枠組みのもとでありますので、有効期限を迎えるごとにその存続の必要性を検証するとともに、水産加工業をめぐり情勢の変化を踏まえながら、資金内容などについて所要の見直しを行ってきているところでございます。

現行法は本年三月三十一日に有効期限を迎えることになるわけですが、委員から先ほど来お話がございましたように、最近の我が国の水産加工業をめぐり情勢を踏まえて検討を行った結果、資金内容について魚粉を加えるなどの所要の見直しを行った上で、有効期限をさらに五年間延長することとして、本法案を国会に提出したものでございます。

このような資金は、実は農林漁業金融公庫によつて融資が行われてきたものでございます。このような政府によります政策金融については、実は政策金融全体として民業を補完するような金融でなければならぬという位置づけがなされたわけでございます。政策金融改革の中におきまして、この制度についてもこの十月からは新たな政策金融に組みかえられるわけでありまして、資金の内容は変わりませんけれども、そのように状況によつてどこまでが必要であるかという点は点検をし、情勢変化に応じてその必要性を検証するという過程を経ながら、必要があればその次また延長を図る、こういう法形式になっているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○横山委員 以上で質問を終わります。

○宮腰委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄です。水産加工業は国内向け魚介類の総供給量のうち四五%を消費する大変に重要な位置にあります。その一方、私の地元、気仙沼のかまぼこ業界からは、スケソウダラの漁獲枠削減、国際的な魚価の高騰、さらには燃油高による包装資材の値上げで、企業努力ももう限界だという悲鳴が聞こえております。大変厳しい状況です。

そこで、伺います。水産加工業の経営体は、平成十年には約一万五千あったものが平成十七年には約一万五百と三割程度減少しております。この要因についてどのように考えておられるのでしょうか、お聞きいたします。

○山田政府参考人 水産加工業者の数の減少の要因についてでございます。

この減少につきましては、我が国経済の全体の流れ、あるいはさまざまなそういった要素があるのかと思いますが、特に水産加工業に関連するものとしては、主要なものとして二つ挙げられると思っております。一つは、原材料の供給事情が悪化しているということ。二つ目としまして、製品の販売環境の悪化というようなことでござい

ます。一つ目の原材料につきましては、水産加工業は出荷額に占める原材料費の割合が六割を超えておりまして非常に高い割合になっておりまして、その確保いかんが経営に与える影響は極めて大きいところがございます。

この原材料の確保につきましては、委員も御案内のとおり、資源の悪化あるいは水産資源の管理の強化、また原材料の一部は輸入に頼らざるを得ない状況にある中で、近年では、世界で水産物需要が増加しているということで、非常に国際的な買付けが困難である、こういったことで原材料の供給事情が悪化しているということがござい

ます。また、製品の販売環境の悪化、二番目に挙げました要因でございますが、これは中国などから今

度は安価な輸入加工品が入ってくるというような現状にありまして、そういった意味では競争が激化しているということがございます。また、国内では魚離れというような現象もありまして、水産加工品の需要が低迷をしている、こういった二つの要因が主要なものと考えております。

○菅野委員 今の水産庁長官の答弁にもあったんですが、原材料の使用割合が本当に水産加工工業の場合は大変高いという状況であります。かまぼこでは、原材料のスケソウダラの入手が困難で高値がついている状況では、私は経営が非常に圧迫されているというふうに思えるんですが、水産庁として、今の水産加工工業の経営収支の状況、動向についてどうとらえているのか、この点について答弁願いたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

水産加工工業者の経営状況、これを正確に把握、評価するのはなかなか難しいのが実情でございます。

ただ、この経営状況につきまして水産庁でアンケート調査を実施いたしております、十八年度の調査では、最近の一年間の収支について赤字であるというふうな経営体の数、これが十八年の時点では三二・三程度、それから収支均衡としているものが三六・六程度、黒字としているものが三二・三程度ということになっておりまして、これを五年前の数字と比較すると、赤字のウエートが減少し、黒字のウエートが増加している。五年前に比べればややよいかなというものがこのアンケート調査の結果でございます。

一方、国民生活金融公庫が調査をしたものがございます、これによりまして、水産食品製造業でございますが、五十人未満の企業を対象とした売上高経常利益率がございまして、これは十四年には二・三程度であったものが十八年には〇・九程度ということで、この資料によると低下をしているということでございます。

それぞれのデータが非常に限定的でありますサンプル調査でもありますし、自己申告という面も

ありますので、なかなか正確に把握できないところでございますが、中小零細な事業者が多数を占めている水産加工工業者の経営状況は、概して厳しいもので推移をしているというふうに思っております。

○菅野委員 次にお伺いしますが、この問題はかなり前から言われていることなんですが、地元、気仙沼を見てみますと、水産加工の主要な担い手は年配の女性パートの方々なんです。こういう現状を見てみますと、この業界の将来はどうなってしまうのか、本当に心配なわけです。

従業員の高齢化や人材難ということが起こってきています。この現状をどのように認識しているのか、そして対策をどのように進めようとしているのか、この点についてお聞かせください。

○山田政府参考人 従業員の高齢化についてお尋ねがございました。

これについてはいろいろなデータがありますけれども、例えば水産庁が十八年度に実施しました経営実態調査によりまして、従業員の構成比率、四十歳未満の方が約三〇・四、四十歳以上六十歳未満の方が五二・二、六十歳以上の方が一八・四となっております、五年前と比較すると、六十歳以上の割合が増加をしているという状況にあります。

また、少し古い資料ですが、十二年時点での国勢調査で、他の一般の製造業と水産食品製造業を比べてみますと、平均年齢も一般の製造業に比べて五歳以上高い高くなっている、それから六十歳以上の構成比も四〇・四ぐらい高いということ、やはり水産加工工業の高齢化は一般の製造業に比べてもかなり高い状況でございます。

委員からお話がありましたように、水産加工工業が健全に発展していくためには、機械化を進めるにしても、ある程度若い従業員がいないと健全な発展はなかなか難しいのではないかと考えておりまして、こういう観点からも、水産加工工業が魅力ある産業になる、若い人もぜひ勤めようというふうな気になる産業になるよう支援をしていくこと

が重要と考えております。

○菅野委員 水産庁長官、これは十年前から、将来は、家族経営的な加工業者だったら五十、六十、七十とやっていけるというふうに思うんですが、従業員の高齢化という問題なんです。団塊の世代がリタイアしてしまう状況になっていったときに、水産加工工場で働くパートの人たちが本当に不足になってしまったときに、産業として、働く人たちが不足した産業というふうになっていってしまうおそれがあるということなんです。

それで、二〇〇七年問題というのは、団塊の世代がリタイアする時期と言われております。ただ、今、ここ四、五年は、下手すると、六十四、五まで働いてもという人たちがおりますからもうんだらうというふうに思うんですが、この部分においては、しっかりとした調査と将来を見越した対策というものを本当に打ち立てていかなければ、日本における水産加工工業は継続していかないんじゃないのかな、こういう危機感を持っているということですから、この部分は緊急にでも、調査、対策というものは水産庁としてとる必要があるんだということを強く申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、今も長官の答弁があるんですが、水産加工業者の後継者育成というものがなかなか継続していかないという問題なんですね。先ほど魅力ある産業として発展させていかなければならぬという答弁がありましたけれども、後継者難というこの現実をどう受けとめて、そして克服していくのか。言葉の上では、魅力ある産業として育成していくというのには当然だというふうに思うんですが、現実には、私の代で終わってしまう人たちが今頑張っているという状況を、後継者をつくるために政府としてどう支援していくのかというのはいくら対策をとるべきだというふうに思うんですが、これについて、改めて考えをお聞かせしたいと思います。

○山田政府参考人 ただいま委員から御指摘があ

りましたように、後継者の育成、これも極めて重要な課題でございます。

先ほど申しました、水産庁で調査をしております実態調査によりまして、特に、後継者の確保ということが当面の課題というよりは、あるいは、むしろ長期的な課題として経営者の方が考えておられる。当面の課題、短期的な課題と考えられている方が約九割に對しまして、長期的、将来はやはり後継者の問題が心配だという方が二七・七程度でありまして、委員が御指摘されたように、今はまだ頑張れるけれども、先々はもう本当にどうなるんだらうというふうな不安に思っておられる方が非常に見られるのではないかと考えています。

また、委員からお話がありましたが、特に、この水産加工工業は中小零細規模でございます、まさに家族経営ですとか同族経営といった経営体が多いわけでございまして、まさに自分で後継者を見つけてこない、従業員の方が後をやってくれるということもなかなか難しい方もおられるということでございます。

これにつきまして、今の委員のお話にもありましたけれども、やはり魅力ある職場にしていく、経営主の方が、よし、自分の息子にも継がせようというふうな職場にしていくということが極めて重要でございます。

これにつきましては、先ほど説明しておりますが、水産業、水産加工業をめぐる情勢は大変厳しいところがありまして、何か一つ後継者対策をやるといふよりは、むしろ加工業全体を発展させていくようなもの、資源回復もありますし、それから原料の確保もありますし、こういったことを総合的に講じていくしかないのではないかと、この中で、そういうつもりで取り組んでいきたいというふうな考えております。

○菅野委員 今議論しているのは、水産庁が委託して実施した水産加工業経営実態調査、平成十八年の調査結果に基づいて議論しているんですが、その中でも出てきているんですけれども、出荷

先からの低価格要求が問題だという回答が短期的課題、長期的課題の双方で高い数字になっている。

気仙沼のかまぼこ業界でも、原料となる白身魚の値段、さらには原油高による包装資材の値上げがありながら、出荷する製品の値段に転嫁するのが難しいというため息が聞こえております。日本の経済全体として消費が低迷する中、価格を上げれば売れなくなる、出荷先からも値上げはしないでくれと要請される。コスト高はひとえに加工業者にしわ寄せされてしまう構造になっているということが大きな問題だと思ひます。

出荷先からの低価格要求に対して、農水省として何か具体的な手だてを考へていらっしゃるのでしょうか。このことについて答弁をお願いしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

出荷先からの低価格要求でございますが、生産コストが上がる中で、製品の価格になかなか転嫁できないというお話が委員からございました。一部の製造メーカーにおいては、優良メーカーと言われるようなものではすけれども、そういった会社では、製品価格の引き上げを表明したり、実施しておりますもでございます。ただ、中小零細のメーカーが中心でございますので、多くの水産加工業者では、生産コストの動向を反映して価格を販売先と決めていくというのは困難な例が多いというふうに承知をしております。

水産庁といたしましては、生産コストの動向も反映した水産物の価格形成が実現をされる必要があると思っております。燃油価格の高騰もありますけれども、水産業あるいは水産加工業全体としてのそういった問題について、消費者を含めた関係者の理解が極めて重要でございます。こういう意味で、生産、加工、流通、消費、各関係者から成ります協議会を設置いたしまして、まずは関係者間の理解の醸成を図るということを進めております。

また、特に水産加工業におきましては、食の簡

便化志向といった消費者ニーズがございますので、これに的確に対応していくということで付加価値の向上を図るといふような方法も重要でございます。生産者と加工業者の連携を通じた多様なニーズに応じた新たな水産加工品の開発あるいは販路開拓等について支援を行うといふようなことに対応していく所存でございます。

○菅野委員 消費者の低価格商品を求めるという傾向はどんどん強まっていつています。そして、長期的に見たときに、それが主食である米の値段にまで影響が及んでいる。そういう状況を見たときに、水産物、水産加工品だけの問題としてとらえるのではなく、食料全体の問題としてとらえて、どうしたらコストを製品価格に転嫁できるのかという観点から政策立案すべきだといふふうに思っているところであります。私は、この問題は日本における食料自給率の向上を目指す上においても大変重要なファクターだといふふうに思っていますから、省挙げて、国挙げて、政府挙げてぜひ検討していただきたいといふふうに思っています。

それで、今回、水産加工資金の低利融資を五年間継続するわけですが、この水産加工資金、平成五年度をピークにして融資件数も融資額も減少傾向にあるように思ひます。

そこで、お伺いしたいのは、まず平成十八年度で融資件数二十五件、融資額四十五億円の内訳として、どのような規模の業者が幾らぐらいの融資を受けているのか教えてほしいと思ひます。

そしてさらに、全国で一万近くの経営体がありながら、これだけの低利融資にもかかわらず融資件数が二十五件というのは、余りに少ないように感じます。これは、融資条件が厳しいのか、あるいは、事業者が低利融資であつても借りにくいと感じているのか、何らかの問題があるのではないかとこのように感じております。この点についても農水省の見解を求めておきたいと思ひます。

○山田政府参考人 融資の件数あるいは融資額についての御質問でございます。

前回の改正が行われた十五年から十八年までの状況ということで、四年間の状況について分析をしてみますと、融資実績は百六十件で百七十二億円ということで、平均いたしますと、一年当たりで四十件、四十億程度の融資が行われているといふことでございます。

実際にどういふ融資先に融資されているかといふことを経営の規模で見ますと、資本金が一千万円以内のかなり小さな、零細なメーカー、水産加工業者が五十五件ありまして、四十六億円といふこと。それから、一千万円を超え五千万円以内のものが七十二件で七十一億円。それから、大きな、五千万円を超え三億円以下のものは、大分少なくなりまして、二十七件、五十一億円。さらに、三億円を超えるような大企業と言われるものについては一件だけということでございます。水産加工業の状況に応じて、零細なあるいは小さい規模の水産加工業者が多いといふような状況にございます。

その貸付融資の推移でございますけれども、その前の五年間、平成十年から十四年の五年間の状況を見ますと、年平均で見ても、おおむね五十件、七十億円程度ということなので、先ほど言いました今回の期間の四十件、四十億からしますと、前の期から比べて減っているといふような現象がございします。これは委員が御指摘されたとおりでございます。

この原因を分析してみますと、水産加工資金の融資実績だけでなく、水産食品製造業全体の投資額も減っている。例えば、平成十年度で七百八十二億円の投資総額があつたものが十七年度には六百四十四億円といふことでございまして、水産加工資金の問題というよりも、むしろ水産加工業を取り巻く情勢が、投資、あるいは融資を受けて投資をするといふところに向いていないものがたくさん少なくなつてきた状況にあるんだと思ひます。

これはもう委員からも御指摘がありましたように、世界的な水産物需要の増大でその原料の供給事情が悪化しているといふようなこと、あるいは

は安価な輸入加工品が国内に入ってきて競争が激化している、国内の魚離れが進んでいるといふようなことが重なつてやはり水産加工業が厳しい現状にある、これが融資の実績の減少にも影響を及ぼしているといふふうを考えております。

○菅野委員 大臣、今ずっと水産庁長官と数字的なものも含めてやりとりをやつてまいりました。私は、冒頭言つたように、水産加工業が国内向け魚介類の総供給量のうち四五%を占めている、こういう状況の中で、これを絶やしてはいけないといふふうに思つてずっと議論しているわけであり

ます。そういう意味から、水産加工業者は非常に厳しい状況、苦しい状況に追い込まれていて、そして最後はやめざるを得ないといふところまで追い込まれていきそうな状況だといふふうに思つています。だから、低利融資以外で政府がどう対応していくのかというのは、私は緊急の大きな課題だといふふうに思つています。

食料自給率を政府の目標としても四五%に平成二十七年まで持つていこうといふ流れの中で、どう位置づけていくのかといふのは重要な課題だといふふうに思っているんですが、政府として講じようとしている施策について、大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○若林国務大臣 委員がずっと、水産加工業をめぐる厳しい諸情勢について御指摘がございました。それに対して、これはといふ特効薬がなかなか見出せないといふような現状にあることも明らかになつてきているわけでございます。

しかし、漁業経営が安定をし発展するためには、委員もおっしゃられましたように、四五%が加工仕向けでございますから、加工業がしっかりとしないと漁業経営の安定も図れないわけでございます。その意味では、漁業経営と水産加工業といふのは、文字どおり車の両輪として加工業を強化していかなければならないわけでありまして、同時にまた、限られた水産資源といふものを有効に利用するといふ観点に立ちましても、加工仕向け

というものを非常に高度化していかなければならない、こんな状況だというふうに考えておられまして、その点も委員の御指摘と問題意識は共有していると思うのでございます。

昨年三月に水産基本計画を定めております。この水産基本計画の中では、水産加工業の経営基盤を強化していかなければならない、そして特に、安全、安心対策を進めなければならない、また消費の拡大を図らなければならないというような方向性を出しているわけですが、私は、やはりそれぞれの浜で揚がったものを浜で付加価値をつけていく、そういう意味では、ブランド化といいますか、その特徴を出した高付加価値の加工品をつくるというような、今までのものを発展させると同時に、新商品の研究開発を進め、またその加工度を高めていくという方向に対して我々も力をつけていかなきゃいけない。

それからもう一方は、大量に揚がってくる、あるいは各地の原料水産物というものをどのような形で大量に処理していくかという意味では、零細な企業が統合し合併しながら能率を上げていくようなことが可能になるような水揚げ地もあるわけでございまして、そういう意味では、HACCPの導入というものを積極的に進めて、企業、工業の近代的な施設、衛生管理体制というものを整えることによって、いろいろ問題、指摘を受けました、そこでの従業員の勤務環境といったようなことも改善を図っていかなければならない、このように考えているわけでありまして、強い水産業づくり交付金という仕組みがござい

ますが、生産活動とあわせて加工部門も一体となつて進めていかなきゃいけない、こういうことで、積極的な取り組みをしてまいりたいと思っております。

○菅野委員 最後になりますが、水産加工品の輸入量ですが、ここ三年は少し減っています、五年、十年前と比較すると、やはり物すごい勢いでふえているのは間違いないと思います。このため、国内工場を豊んで海外生産、海外委託生産する経営

者もふえています。いわゆる空洞化現象です。

これに加えて、WTOやFTA、EPAで食料品の輸入自由化の動きが一気に進めば、国内の水産加工業は一層深刻な事態になるのではないかと懸念する声が業界から聞こえています。

輸入自由化が国内の水産加工業に与える影響を農水省はどのように考えているのか、それに対してどのような対策を講じようとしているのか、最後に御答え願いたいと思います。

○山田政府参考人 御答えいたします。

WTO交渉につきましては、これは委員御案内のとおり、NAFTA交渉と呼んでおりますが、非農産物市場アクセス交渉の中で水産物も交渉の対象になっておりまして、現在、まさに議論が行われているところでございます。

それから、EPA、FTA交渉でございまして、これについては既に九つが合意されておりました、このうち五つの協定が発効しております。

これまで水産物については、今まで御説明をいたしましたように、外国における需要の増加、これが最近非常に強くなっておりますことから、水産加工品を含めて水産物の輸入量がむしろ減少するような傾向にありまして、こういったEPA協定等によります影響というものが国内で大きくあらわれているという状況にはないというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、WTOなりEPA交渉に当たりましては、我が国の水産加工業あるいは水産業に不測の悪影響がないように適切に対処していきたいというふうに考えているところでござい

○菅野委員 水産加工業の持つ産業としての重みというのは非常に大きいというふうに先ほどから申し上げておりますけれども、政府としても水産加工業の振興にしっかりと対処していただきたい、このことを申し上げて、質問を終わります。

○宮腰委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○宮腰委員長 これより討論に入るのであります、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮腰委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮腰委員長 次に、内閣提出、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣若林正俊君。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○若林国務大臣 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

政府においては、制度導入以来六年が経過した独立行政法人について、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく観点から、平成十九年十二月に独立行政法人整理合理化計画を閣議決定したところであります。

この法律案は、同計画において、緑資源機構を平成十九年度限りで廃止すること等が定められたことを受け、独立行政法人緑資源機構法を廃止して緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人緑資源機構法を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正であります。

独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、緑資源機構が行っていた業務のうち、水源林の造成の事業、既に着手されている中山間地域における農林地の一体的な整備の事業等を森林総合研究所が暫定的な業務として実施することとし、このために必要となる業務規定の整備等の措置を講ずることとしております。

このほか、緑資源機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○宮腰委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日月曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案
独立行政法人緑資源機構法平成十四年法律第百三十号は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施

平成二十年三月十九日

康保險組合の被保険者であつた間機構の役員又は職員であつた間に限る。それぞれ林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく

当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第二項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き長野県共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である間(研究所又はセンターの役員又は職員である間に限る。)、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第六條 施行日の前日において厚生年金基金機構の事務所を厚生年金保険法第一百七十三条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者(機構の役員又は職員であつた者に限る。)(で施行日に長野県共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「機構」の役員であつた組合員という。)(のうち、施行日以前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(機構の役員又は職員であつた期間に限る。))に係るものに限る。以下この条にお

いて「厚生年金保険期間」という。及び組合員期間(長野県共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間(研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))をいう。以下この条において同じ。がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

3 機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

4 機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

第七條 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十條の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百

九十八号。以下「新研究所法」という。)(附則第十六条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第八條 旧機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新研究所法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(森林開発公団等の役員に関する経過措置)

第九條 森林開発公団の役員又は職員として在職した者については、旧機構法附則第十二条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第十條 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第十條第二項の復帰希望職員であるもので、引き続き農用地開発公団の役員又は職員となつた者については、旧機構法附則第十三条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者であつて、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二百二十七条第二項の復帰希望職員であるもので、引き続き農用地開発公団の役員又は職員となつた者については、旧機構法附則第十三条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者については、旧機構法附則第十三条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「独立行政法人緑資源機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正) 第十一条 独立行政法人森林総合研究所法の一部を次のように改正する。

附則第七條を削る。

附則第六條中「前條」を「第五條」に改め、同條を附則第二十一条とし、附則第五條の次に次の十五條を加える。

(業務の特例)

第六條 研究所は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律平成二十年法律第百号。以下「廃止法」という。)(の施行前に廃止法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号。以下「旧機構法」という。)(第十一條第一項第一号又は第二号の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道(廃止法の施行前に独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。))がその工事に着手した林道のうちその工事の全部が完了しなかつたものを含み、廃止法の施行の際現に機構が管理しているものに限る。)(の維持、修繕その他の管理を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二條第一項中「前條」とあるのは「前條及び附則第六條第一項」と、第十六條第一号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第六條第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一條第三項及び第二十八條の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一條第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所法附則第六條第一項」とする。

第七條 研究所は、第十一條及び前條第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一條第一

項に規定する業務(廃止法の施行前に機構が行った同項第一号又は第二号の事業に係る賦課金及び負担金に係るものに限る。)を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは、「第十一号及び附則第七号第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十一条から第二十三条までの規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第八条 研究所は、別に法律で定める日までの間、第十一条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項第六号の事業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第八条第一項」と、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは「第十一号及び附則第八条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第六項並びに第二十八条の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とする。

第九条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項及び第七条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法第十一条第一項第七号から第九号までの事業で廃止法の施行前に開始されたもの(同項第七号から第九号までの事業の開始に必要な事前の調査で廃止法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。)及びこれらに附帯する

事業を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第九条第一項」と、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは「第十一号及び附則第九条第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第十一条第三項及び第七項、第十二条並びに第十五条から第二十八条までの規定、旧機構法第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する旧機構法第十三条第二項の規定並びに旧機構法第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第四項において準用する旧機構法第十三条第三項の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは「独立行政法人森林総合研究所」と、旧機構法第十一条第七項中「前項第一号」とあるのは「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第百一十一号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第十一号第六項第一号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧機構法第十一条第一項第八号の事業を行う場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十一条第一項第四号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第百一十一号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一号第一項第八号の事業の実施」とする。

第十条 研究所は、旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十條第一項第二号又

は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは、「第十一号及び附則第十條第一項」とする。

第十一条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九條第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)以下「旧農用地整備公団法」という。第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律の施行前に開始されたもの(同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で同法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。)並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十一條第一項」と、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは「第十一号及び附則第十一條第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧機構法第二十八条並びに旧農用地整備公団法第二十条から第二十九条まで、第三十条及び第三十九條の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧機構法第二十八条中「機構」とあり、及び旧農用地整備公団法の規定中「公団」とあるのは、「独立行政法人森林総合研究所」とするほか、必要な技術的読

替へは、政令で定める。

4 第一項の規定により研究所が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務を行う場合には、農地法第三條第一項第四号中「又は市民農園整備促進法」とあるのは「若しくは市民農園整備促進法」と、「交換分合」とあるのは「交換分合又は独立行政法人森林総合研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九條第一項第二号の業務の実施」とする。

第十二条 研究所は、第十一条、附則第六条第一項、第七條第一項、第八條第一項、第九條第一項及び第十條第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、旧機構法附則第八條第一項に規定する業務(廃止法の施行前に機構が行った旧農用地整備公団法附則第十九條第一項の業務に係る負担金及び徴収金に係るものに限る。)を行うことができる。

2 前項の規定により研究所が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条第一号中「第十一号」とあるのは、「第十一号及び附則第十二條第一項」とする。

3 第一項の規定により研究所が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法附則第十九條第二項農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第二十七條から第二十九條までに係る部分に限る。の規定は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員に関する特例)

第十三条 附則第八條第一項、第九條第一項及び第十一條第一項に規定する業務が完了するまでの間であつて、廃止法の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に限り、第

六条第一項に定めるもののほか、研究所に、役員として、監事一人を置くことができる。

2 附則第八条第一項に規定する業務が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののほか、研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

3 附則第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が完了するまでの間であつて、廃止法の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に限り、第六条第二項及び前項に定めるもののほか、研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

4 第一項の規定により置かれる監事及び前二項の規定により置かれる理事の任期は、第八条の規定にかかわらず、一年とすることができる。

5 研究所が附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務(以下「**承継業務**」という。)を行う間、通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員とすることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

6 研究所が承継業務を行う間、研究所の役員の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十三條第五項」とする。

(区分経理)

第十四條 研究所は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該

各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一 附則第六条第一項及び第七條第一項に規定する業務、附則第九条第一項に規定する業務(旧機構法第十一條第一項第七号二の事業及びこれに附帯する事業に係るものを除く。並びに附則第十條第一項、第十一條第一項及び第十二條第一項に規定する業務に係る経理 特定地域整備等勘定

二 附則第八条第一項に規定する業務及び附則第九条第一項に規定する業務(旧機構法第十一條第一項第七号二の事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。)に係る経理 水源林勘定

(特定地域整備等勘定及び水源林勘定の廃止等)

第十五條 研究所は、前条第一号に規定する業務又は同条第二号に規定する業務を終えたときは、それぞれ特定地域整備等勘定又は水源林勘定を廃止するものとし、それぞれの廃止の際特定地域整備等勘定又は水源林勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

2 研究所は、前項の規定により特定地域整備等勘定又は水源林勘定を廃止したときは、それぞれその廃止の際特定地域整備等勘定又は水源林勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(長期借入金及び森林総合研究所債券)

第十六條 研究所は、附則第八条第一項、第九条第一項及び第十一條第一項に規定する業務に要する費用に充てられるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券(以下「**債券**」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究所は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てられるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行すること

とができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 研究所は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七條 研究所は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八條 農林水産大臣は、附則第十六條第一項、第二項若しくは第六項又は前条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第十九條 研究所が行う承継業務に関しては、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)

その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、研究所を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(罰則)

第二十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第三項若しくは第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法第十六條第二項において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十三條の四第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の四第一項の規定又は附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公団法第二十四條の四第二項において準用する土地改良法第五十七條の二第三項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三 附則第十六條第一項、第二項若しくは第六項又は第十七條第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

(研究所の業務について別に法律で定める日の検討)

第十二條 新研究所法附則第八条第一項の別に法律で定める日については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成十八年法律第四十七号)第二十八条及び第五十条第一項の規定による国有林野事業の実施主体の検討と併せて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(土地収用法及び大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中、「独立行政法人緑資源機構」を削る。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三号第五号

二 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)第四条第三号(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業は、土地収用法第三条の土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とみなす。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 研究所が新研究所法附則第九条第一項又は第十一条第一項に規定する業務の実施により設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業は、附則第十五条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第四条に規定する事業とみなす。

(農地法の一部改正)

第十八条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十

九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一条第一項第八号の業務の実施」を削る。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第十九条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項第一号中「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一条第一項第六号の業務を「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第八條第一項に規定する業務(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第

号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一条第一項第六号の事業に係るものに限る。」「に、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

附則第四十四条中「独立行政法人緑資源機構法第三十条第三項」を「独立行政法人森林総合研究所法第十二条第三項」に、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五百二十二条の二の次に次の一条を加える。

(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正)

第五百二十二条の三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)」を付し、同条第三項を削る。

附則第六条に見出しとして「(厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(機構の事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第一百七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)」の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者(機構の役員又は職員であつた者に限る。))で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。))のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(機構の役員又は職員であつた期間に限る。))に係るものに限る。及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間(研究所又はセンターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの

間に限る。))に係るものに限る。を含む。))に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第三号中「若しくは独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一條第一項第七号イの事業及び」並びに「独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項」を削り、「(土地改良法を(同法に改める。))」を削り、「(土地改良法を(同法に改める。))」を削る。

第三十三條の二第二項第二号中「土地改良事業」を「土地改良事業又は」に改め、「又は独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第八号の事業」を削る。

第三十三條の三第一項中「独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業」を削る。

第三十四條の三第二項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四條第一項第三号中「若しくは独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業及び」並びに「独立行政法人緑資源機構法第十六條第二項」を削り、「(土地改良法を(同法に改める。))」を削る。

第六十五條第一項第二号中「土地改良事業」を「土地改良事業又は」に改め、「又は独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第八号の事業」を削り、同項第三号中「独立行政法人緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業」を削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 個人が施行日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条に

において「旧租税特別措置法」という。第三十三條第一項第三号、第三十三條の二第一項第二号、第三十三條の三第一項又は第三十四條の三第二項第七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一條第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。)第十九條第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第三十三條第一項、第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三條第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項において「研究所法」という。)附則第九條第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第九號)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項において「旧緑資源機構法」という。)第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項において「旧農用地整備公団法」という。)

という。第十九條第一項第一号イの事業と、「第九十六條の四」とあるのは「第九十六條の四並びに研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項及び研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」と、「清算金(同法)」とあるのは「清算金(土地改良法と、新租税特別措置法第三十三條の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、第十三條の二第一項の事業」とあるのは「第十三條の二第一項の事業又は研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第二号イの事業」と、新租税特別措置法第三十三條の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十四條の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等(旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イ又は旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。)」につき研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項又は研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項

において準用する土地改良法第五十四條の二第四項に規定する清算金(当該土地等について、研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五條第六項若しくは研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一條第六項に規定する土地改良法第八條第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項若しくは研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項又は研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の二第二項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。取得する場合」とする。

3 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。)が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号又は第六十五條第一項第二号若しくは第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 連結親法人(法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(同条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。)にある連結子法人(同条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。)が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七第一項に規定する資産の譲渡(旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号に規定する土地等の譲渡に限る。又は旧租税特別措置法第六十八條の七十二第一項に規定する資産の譲渡(旧租税特別措置法第六十五條第一項第二号又は第三号に規定する土地等の譲渡に限る。に係る法人税については、なお従前の例による。)

5 施行日以後に新研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一條第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十八條の七第一項及び第六十八條の七十二第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四條第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下この号並びに第六十五條第一項第二号及び第三号において「研究所法」という。)附則第九條第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第九號)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下この号並びに第六十五條第一項第二号及び第三号において「旧緑資源機構法」という。)第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下この号並びに第六十五條第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公団法」という。)

並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項と、「清算金(同法)とあるのは「清算金(土地改良法)」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

(登録免許税法の一部改正)

第二十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一項第七号イ若しくは口若しくは第八号(業務の範囲)に規定する事業」を削る。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは口若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号若しくは第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条の規定の適用については、同条第六号中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業、独立行政法人森林総合研

究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第九条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第 号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十一条第一項第七号イ若しくは口若しくは第八号(業務の範囲)に規定する事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号若しくは第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

(地価税法の一部改正)

第二十六条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第五号を削る。

理 由

独立行政法人の整理合理化を推進するため、独立行政法人緑資源機構法を廃止して独立行政法人緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。